

## 令和8年度人材採用力強化・定着促進セミナー業務に係る質問及び回答

令和8年4月3日

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

<b>【質問事項1】</b>	<p>仕様書 4 (2) アに記載のあるチラシ (A : 各 5,000 部、B : 11,000 部) について、作成および印刷した後の「配布」にかかる通信運搬費 (郵送代、メール便代等) は、受託者の負担という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>仮に受託者負担である場合、配布対象 (リスト) の件数や配布範囲 (全県、特定業種など) の指定はありますでしょうか。</p>
<b>【回答】</b>	<p>仕様書 4 (2) アに記載のとおり、チラシの作成に係る印刷費は受託者が負担してください。作成したチラシは、仕様書に記載の場所に納品してください。納品後のチラシの配布は発注者が行いますので、受託者の負担は生じません。</p>
<b>【質問事項2】</b>	<p>仕様書 4 (2) ウのインターネット広告 (Instagram、Facebook 等) について、バナー作成費用とは別に、媒体社へ支払う「広告配信実費」の最低金額等の指定はありますでしょうか。</p>
<b>【回答】</b>	<p>指定はありません。</p>
<b>【質問事項3】</b>	<p>仕様書 4 (1) オに定める講師の要件 (採用支援実績年 10 回以上等) について、オンライン開催であることを踏まえ、県外在住の講師を起用することは可能でしょうか。</p> <p>全 5 回のセミナーにおいて、テーマごとに異なる講師を複数名選定 (計 5 名など) することは可能でしょうか。</p>
<b>【回答】</b>	<p>いずれも可能です。</p>
<b>【質問事項4】</b>	<p>仕様書 4 (4) にあるアーカイブ配信について、配信期間が「令和 9 年 2 月 28 日まで」とありますが、この期間中の動画視聴用プラットフォーム (動画配信サービス) の維持管理費はすべて受託者の負担という認識でよろしいでしょうか。</p>
<b>【回答】</b>	<p>御認識のとおりです。</p>